| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|--|--|------|-------|----------|
| め、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。 つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。 (1) 国道の抜本的な防災対策について 急激な河川の増水により一部区間が崩壊するなど、市内各所で道路が寸断され、地域の安全、経済に多大な影響を与えました。 つきましては、一般国道45号、宮古盛岡横断道路及び一般国道 | 復旧・復興事業に必要な予算についても、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるよう国に要望していきます。(B) | | 土木部 | B: 1 |
| め、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携 を図りながら全力で取り組みを進めています。 | 国直轄により4工区で規格の高い道路の整備が進められております。 ①田鎖ICから(仮称)下茂市橋間については、平成28年台風第10号による被災箇所の被災原因等を踏まえながら、全線の高規格化と、防災機能の強化に向けた調査を推進するよう、6月の政府予算に係る提言・要望において国に対して強く働きかけているところです。(B) | | 土木部 | B: 1 |

| _ 宮古市 | | | | |
|--|--|------|-------|--------------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| め、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。 (3)河川の適切な維持管理について近年、地球温暖化が原因と思われる豪雨災害が多発している状況において、河川の決壊や氾濫等の災害防止のため、計画的名は、当時ではよる被災状況を踏まえ、河川流下能力の向上につながるよう技本的な強化を要望します。 砂防堰堤についても、砂防施設点検結果を踏まえた、適切な維持管理を行うよう要望します。また、河川水門施設に係る老朽化調査を実施し、改良、改修が必要な施設については、必要な予算を措置し早急な対応に努めていただくとともに、河川水門操作者の安全確保として、スルース型水門の自動開閉型への改良を要望します。 | ◆河川の維持管理については、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めているであり、昨年度は閉伊川、近内川、近内川等において、支障木伐採や堆積土砂の撤去を行ったところです。 今年度は、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」として、閉伊川及び津軽石川において河道掘削等を実施し、河川流下能力の向上を図る計画です。 今後も河川パトロール等により管内の状況を把握し、必要にででで支障木伐採や堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に分いきます。(A) 【砂防災害課】 ◆砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果に基づき対策を進めていおり、今年度は長沢川の長沢砂防堰堤において修繕工事を実施している長寿命化計画も踏まえ、引き続き、砂防施設点検等によりによりをともに、現在策定を進めている長寿命化計画も踏まえ、適切な維持管理に努めていきます。(A) 【河川郡】 | | 土木部 | A: 2 B: 1 |
| 平成28年台風第10号(以下「台風第10号」という。)をはじめ、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。 | 高浜の沢については、今年度新規事業として着手し、現在、詳細設計等を進めているところであり、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A) また、上根井沢、上の沢については、要配慮者利用施設や公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所、現地の荒廃状況や保全対象などの観点に立ち、県全体の優先度を考慮しながら検討していきます。(C) | | 土木部 | A: 1 C: 1 |

| | 1 | | | |
|---|---|------|-------|----------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 1 災害対策について (5)浸水対策事業の推進について 平成28年台風第10号(以下「台風第10号」という。)をはじ め、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携 を図りながら全力で取り組みを進めています。 つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について 要望します。 (5)浸水対策事業の推進について 当市では、台風第10号での災害を踏まえた浸水対策基本調査を実 施し、調査結果に基づき事業の実施方針について検討していると ころです。 浸水対策事業に係る社会資本整備総合交付金等の財政支援について、国に働きかけるよう引き続き要望します。 | | | 土木部 | B: 1 |
| 前検討に苦慮しました。 | 県、市町村で構成する減災対策協議会において策定した2021年度までの5カ年の計画により、指定の拡大に取り組んでいるところです。 閉伊川を含む県管理河川の未指定区間については、その区間における人口・資産の状況や浸水被害の状況、防災拠点(役場等)の状況等を勘案し、2022年度以降の計画を検討する中で、減災対策協議会等において貴市と調整を図りながら、検討していきます。(C) また、今年5月に新たに危機管理型水位計の運用を開始した閉伊川など15河川における水防警報河川や水位周知河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等により、指定の適否を判断し、2022年度以降の計画への位置付けについて検討していきます。(C) | | 土木部 | C: 2 |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|---|--|---------|-------|----------|
| 2 公共交通の確保と充実について (1)バス路線の維持確保について 公共交通は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。 三陸沿岸地域の復旧・復興には、持続可能な公共交通体系の確保・構築が重要であることから、次の事項について要望します。 記 (1)バス路線の維持確保について 公共交通は、人口減少やマイカーの普及などにより利用者数が低迷を続けており、その中で住民の足をいかに確保し、維持していくかが喫緊の課題となっています。 東日本大震災後には、復旧・復興の状況や市民のニーズの変化に対応するため、運行経路の見直しやバス停の新設などを行いなが | 幹線バス路線の維持確保のため、県では昨年度「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしています。 国庫補助路線については、被災地特例における災害公営住宅経由路線への適用の拡大や、継続について国に対し要望を行っているところですが、国の方針は明らかになっていないところです。令和元年度は、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、国庫補助における被災地特例等が終了した場合の県単補助の措置を含め、市町村への支援のあり方等について検討してきたところであり、令和2年度に補助路線の代替交通への補助事業を新設する予定としています。また、激変緩和措置の延長については、国に対し引き続き要望を継続しつつ、国の対応方針が明らかになるのを見定めた上で、仮に延長がない場合には、速やかに地域公共交通ネットワークの維持確保を図る観点から検討を行い、必要な予算確保に努めます。 | 沿岸広域振興局 | | |
| で補助上限額の拡大を要望します。 また、被災地特例終了後の新たな財政支援策を講じるよう、引き 続き国に対し強く働きかけるよう要望します。(B) | | | | |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|---|--|------|-------|----------|
| 2 公共交通の確保と充実について | いわての学び希望基金を活用した通学定期券の負担軽減支援事 | | 経営企画部 | B: 1 |
| (2)被災地における通学交通費の負担軽減の延長について 2 公共交通の確保と充実について | 業は、令和2年度までとなってることから、被災地における通学 利用の実態や事業実施による経済的負担の軽減効果等を踏まえ、 | 興局 | | |
| 2 公共父迪の帷杯と元夫に が・(| 一名の大思で事業天旭による框角的負担の軽減効米等を踏まれ、 今後、事業延長の適否を検討していきます。(B) | | | |
| 公共交通は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない | | | | |
| 交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図 | | | | |
| る上で重要な交通基盤です。 | | | | |
| 三陸沿岸地域の復旧・復興には、持続可能な公共交通体系の確保・構築が重要であることから、次の事項について要望します。 | | | | |
| 記 | | | | |
| (2)被災地における通学交通費の負担軽減の延長について | | | | |
| 児童、生徒の通学交通費は、子育て家庭にとって経済的に大きな | | | | |
| 負担となっています。 岩手県では、平成30年4月から、いわての学び希望基金を活用し | | | | |
| 通学定期券の購入割引を行っており、子育て家庭の負担軽減や公 | | | | |
| 共交通機関の利用促進に大きな成果をあげています。 | | | | |
| この割引制度は、令和2年度までの3年間とされており、制度終了 | | | | |
| 後の通学交通費の負担増が危惧されています。つきましては、被 | | | | |
| 災地における児童、生徒の教育環境の充実を図るため、負担軽減 期間を延長いただくよう要望します。 | | | | |
| 別用で処区がたにくより女主しより。 | | | | |

| 宮古市 | | | | |
|---|---|------|-------|--------------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。 (1)フェリー航路に関する取り組み強化について(藤原地区)平成30年6月22日に開設した宮古・室蘭フェリー定期航路は、貨物の利用促進が課題となっています。つきましては、ポートセールス活動の強化をはじめ、就航率向上のための港内の環境整備とターミナルビルの利便性の一層の向上を要望します。 | フェリー航路を活用した貨物の利用促進に向けて、県では、これまで県内企業等の北海道との取引の状況や宮古・室蘭フェリーの利用可能性等の把握に努めるとと東施してきたところをす。関体へのフェリー航路のPRなどを実施しけて運行する自動車関連物流企業の大型トラック2台市等と東海にか・室でで、大型・アの大型・大型・アラッとを背でで、第一個を収集する「物流分果等実置物ののでは、現内のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、 | 興局 | 土木部 | A: 2 B: 1 |
| 宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。 つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。 記 | | 興局 | 土木部 | C: 1 |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|---|---|------|-------|----------|
| 宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。記(3)外国大型クルーズ船誘致と受入態勢整備促進について平成31年4月25日に寄港したダイヤモンド・プリンセスによる効果は広域市町村に及び、地域の復興に大きく寄与するものです。 | 宮古港における外国大型クルーズ船の受入については、令和元年4月のダイヤモンド・プリンセスの寄港に当たり、貴市や関係機関と役割分担を調整した上で、相互に連携しながら、保安・警備体制の整備や津波避難マニュアル策定等の受入準備を進め、寄港当日は多数の警備員や通訳をふ頭に配置するなど万全を期したところです。来年度も同船を含む外国大型クルーズ船が3回寄港する予定であることから、引き続き、貴市や関係機関と連携しながら、十分な受入態勢の確保に努めていさは、引き続き、貴市や関係機関と連携して、クルーズ船社への訪問やクルーズ船社の視察受入れ、寄港誘致商談会への参加などにより、クルーズ船社に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。(A) | 興局 | 土木部 | A: 2 |
| つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。 記 (4)宮古港出崎地区の整備促進について(出崎地区) 宮古港出崎地区は、「みなとオアシス」「道の駅」に登録認定されています。 | ね完了し、平成27年度には水深4m物揚場及び緑地護岸の整備に着手しています。今年度は両施設の本体ブロックの製作・据付及び一部埋立工事を実施することとしており、引き続き早期完成を目指して整備を進めていきます。(A) また、出崎地区の利活用計画については、今年7月に設置した「宮古港出崎地区緑地検討委員会」の中で、出崎地区が魅力的な賑わい空間を創出するエリアとなるよう、貴市や遊覧船運行事業者等と協議しながら整備方針等を検討していきます。(A) | 興局 | 土木部 | A: 2 |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|---|---|------|-------|------------|
| 間)の早期事業化及び押角トンネルの早期完成について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの 整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。 | また、押角トンネルの早期完成については、平成26年度にトンネル整備を含めた3.7km区間を「押角峠」として事業化し、令和元年度はトンネル舗装や設備工事を進め、令和2年度の完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。(A) | | 土木部 | A:1 B:1 |
| | | 興局 | 土木部 | C: 1 |

| 宮古市 | | | | |
|---|---|------|-------|------------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。 記 (3)主要地方道重茂半島線の早期完成について 主要地方道重茂半島線は、重茂半島を巡る唯一の幹線道路です。 重茂地区住民の生活と産業経済活動の基盤となる重要な路線であるとともに、救急自動車等の搬送路及び災害時の救援道路として極めて重要な「命を守る道路」です。 | 主要地方道重茂半島線については、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内〜津軽石地区、熊の平〜堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢〜浜川目地区の7地区について平成24年度に事業着手したところです。 なお、昨年度までに堀内〜津軽石地区のほか3地区で供用開始となったほか、令和元年度は、台風第19号による完成時期の延伸はあるものの、残る里地区、石浜地区、大沢〜浜川目地区で工事を推進し、早期供用に向け整備推進に努めていきます。(A)現在着手している工区以外の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) | | 土木部 | A:1 C:1 |
| 事業化について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。 記 (4)主要地方道紫波江繋線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について 主要地方道紫波江繋線並びに大槌小国線は、県内陸部から早池峰 | ワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。 (C) | | 土木部 | C: 1 |

| <u> </u> | | | | |
|--|--|------|-------|----------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (5)主要地方道宮古岩泉線の整備促進について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。 に(5)主要地方道宮古岩泉線の整備促進について主要地方道宮古岩泉線は、国道45号の西側に位置し、国道106号(宮古市上鼻)から宮古駅付近を経由し、国道455号(岩泉町乙茂)までの内陸部を結ぶ道路です。 東日本大震災の際には、寸断された国道45号の迂回路として利用されましたが、一部区間においては、幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、安全な通行が困難な状況にあります。 つきましては、特に通行が困難な宮園団地から箱石地区を経由し田代地区に至る延長約11kmの区間について、整備計画を策定し、整備促進を図るよう要望します。 | (C) | | 土木部 | C: 1 |
| 4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (6)宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について で復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。 記 (6)宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入につ宮古盛岡横断道路は、当市と盛岡市を最短時間で連結する重要な道路であるとともに、国道46号と連結し、太平洋沿岸の都市と県都盛岡市、日本海沿岸の主要都市秋田市を結ぶ、北東北を横断する主要な幹線道路です。 つきましては、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国道46号と併せて、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理すべく、宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入を国に対して強く働きかけるよう要望します。 | 一般国道106号を指定区間に編入し、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて国に対し強く働きかけていきます。(B) | | 土木部 | B: 1 |

| _ | + | - |
|---|---|---|
| ᅩ | 白 | ш |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|---|---|-------------|---------------|----------|
| | も、携帯電話などの情報通信基盤の設備投資を促進するため、通信事業者に対して事業者自らによる整備を進めるよう働きかけを行うとともに、国に対し、県の政府予算要望及び全国知事会による要望を通じて、通信事業者が行う情報通信基盤の整備を支援制度の対象とするよう要望しています。 今後も引き続き、国に対し支援制度の拡充等について要望するともに、通信事業者に対して働きかけを行っていきます。(B) | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B: 1 |
| 5 観光の振興について (1)日本ジオパークの再認定に向けた推進体制の強化について 昨年6月に宮古・室蘭間フェリー定期航路が開設されました。 令和2年度には今年度に引き続き外国大型クルーズ船の寄港や復 興道路及び復興支援道路の整備完了が見込まれます。 つきましては、観光の振興を図るため、次の事項について要望します。 記 (1)日本ジオパークへの再認定に向けた推進体制の強化について 平成25年に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」は、 平成29年12月22日の日本ジオパーク委員会の再認定審査において 「条件付き再認定」となりました。 今後、日本ジオパークの認定更新に向けて、日本ジオパーク委員会から指摘された課題の解決が必要です。 全市町村が一体となって、日本ジオパークの再認定に向けた取り組みができるよう、引き続き、岩手県が三陸ジオパーク推進協議会の事務局を担い、これを中心とする事業の推進体制を強化するよう強く要望します。 | いて 三陸ジオパークの推進は、沿岸被災地における復興のシンボルの一つであり、「いわて県民計画(2019~2028)」においても、 三陸防災復興ゾーンプロジェクトの重要な柱と位置づけていると ころです。 これまでに各市町村単位の地域協議会や広域ブロック会議が設立され、三陸ジオパーク推進協議会の運営体制が強化されたところです。また、県においては、引き続き三陸ジオパーク推進協議会の事務局を担い、昨年度同様、今年度も三陸ジオパーク推進協議会事務局の職員を増員するなど、推進体制を強化しているところです。 今後も市町村や関係団体等と連携を図りながら取組を推進して | 沿岸広域振 興局 | 保健福祉環境部,経営企画部 | B: 1 |

| ÷ | - | _ | - |
|---|---|---|---|
| ᅩ | | г | п |
| | | | |

| 宮古市 | 7 | | | |
|---|---|------|---------|----------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| ます。 記 (2) インバウンド観光客に対する支援策の拡充について 北海道や訪日観光客等をターゲットに、岩手県、市町村、観光事 業者、交通事業者が一体となった、広域的な観光プロモーション の枠組みづくりの推進と受入体制の整備に対する支援策が必要と なっています。 つきましては、市町村や関係事業者等がプロモーションに参画で きる仕組みづくりを要望します。 また、広域的な受入体制の整備に向けた、各事業者に対する環 境整備に関する支援制度について、複数の事業メニューを活用で きるよう制度の拡充を要望します。 | の診断と整備支援をパッケージで行う事業においては複数メニューの同時活用も可能としたところです。 今後も引き続き、市町村や観光関連団体等と連携しながら、外国人観光客のニーズに合わせた受入態勢整備の取組を進めていきます。 | 興局 | 経営企画部 | A: 1 |
| 5 観光の振興について (3) 自然歩道の改良等について 昨年6月に宮古・室蘭間フェリー定期航路が開設されました。 令和2年度には今年度に引き続き外国大型クルーズ船の寄港や復興道路及び復興支援道路の整備完了が見込まれます。 つきましては、観光の振興を図るため、次の事項について要望します。 記 (3) 自然歩道の改良等について 令和元年6月9日にみちのく潮風トレイルは全線開通し、県が所管する自然歩道の一部についてもみちのく潮風トレイルに指定されました。 三陸沿岸の雄大な景観美や、それを活用した自然体験を観光資源として活用していくためには、自然歩道の安全確保が必要です。つきましては、全国からのトレイル利用者に、安全かつ快適にみちのく潮風トレイルを活用してもらうため、自然歩道の危険箇所等の改良を要望します。 | また、整備に要する費用に対して十分な予算の確保について国 に要望しています。 (B) | | 保健福祉環境部 | B: 1 |

| — | - | - | _ |
|----------|---|---|----|
| ᅩ | | п | ٦. |
| | | | |

| 图古市 | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|-------|-------|----------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 6 医療・福祉の充実について | 県立宮古病院の血液内科、脳神経内科、皮膚科、眼科、耳鼻咽 | 沿岸広域振 | 経営企画 | B: 2 |
| (1) 県立宮古病院の医師の確保等について | 喉科及び麻酔科の常勤医師の配置については、これまでも関係大 | 興局 | 部、保健福 | D:1 |
| | 学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元の大学にお | | 祉環境部 | |
| 充実を図ることは最も重要な課題の一つであります。 | いて医師の絶対数が不足しており非常に厳しい状況が続いていま | | | |
| つきましては、次の事項について要望します。 | す。 | | | |
| 記 | また、小児科及び産婦人科の常勤医師についても、同様に派遣 | | | |
| (1)県立宮古病院の医師の確保等について | 元の大学において医師の絶対数が不足しており、追加配置が困難 | | | |
| 宮古地域で唯一の中核病院として、これまでも住民の命を守る重 | | | | |
| 要な役割を果たしてきた県立宮古病院の勤務医及び看護師不足 | 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、 | | | |
| | 即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金養 | | | |
| | 成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続 | | | |
| | きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に | | | |
| なっています。また、小児科及び産婦人科の常勤医は年々減り、 | | | | |
| | 本県ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円 | | | |
| ます。 | 滑に運航されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携に | | | |
| | よる運行を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を | | | |
| | 図っているところです。 | | | |
| | ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保な | | | |
| | どの課題があり困難ではありますが、今後とも、広域連携による | | | |
| | 運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきま | | | |
| であることから、患者の搬送体制や医療機関の体制が重要となり | | | | |
| ます。 | また、重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについ | | | |
| このことから、救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクター | | | | |
| | られてきたものであり、本来は本県では2か所となるものです | | | |
| また、宮古圏域の救命救急体制の整備を図るため、第三次救急医 | | | | |
| 療施設として、県立宮古病院に救命救急センターを設置するなど | | | | |
| の体制の拡充を要望します。 | す。救命救急センターの整備に当たっては、全ての重篤な救急患 | | | |
| | 者を24時間体制で受け入れるという原則の下、専用病床の確保や | | | |
| | 医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など | | | |
| | 多くの基準が設けられています。医療従事者の不足が大きな課題 | | | |
| | となっている本県の現状に鑑みると、新たな救命救急センターの | | | |
| | 設置は難しい状況です。(D) | | | |
| | | | | |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|--|---|------|---------|----------|
| 「みやこサーモンケアネット」は、宮古市の持つ限られた医療・介護資源を有効・効率的に活用するため、情報通信技術(ICT)により医療・介護情報の共有化を図り、市民により質の高い医療・介護サービスを提供することを目的に構築された地域医療情報連携ネットワークシステムです。 平成25年7月に運用が開始され、平成28年10月には、宮古圏域の | 県内の他の導入圏域と同様、システムの導入時において、導入費用については補助することとし、一方、システムの更新費用は補助対象とはならないものとして支援してきた経緯があることから、更新費用については協議会等構成員による協議による検討をお願いします。 なお、すでに運用されているシステムの維持・管理費用やサーバ更新費用については、地域医療介護総合確保基金においても充当できないこととされているところです。 県としては、地域のニーズに応じたネットワークの活用促進や効率的な運用を通じた在宅医療の促進が必要と考えていることから、今後ともネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続していきます。(C) | 興局 | 保健福祉環境部 | 区:1 |

| — | - | - | _ |
|----------|---|---|----|
| ᅩ | | п | ٦. |
| | | | |

| <u>名古市</u> | | | | |
|---|---|------|---------|--------------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 充実を図ることは最も重要な課題の一つであります。つきましては、次の事項について要望します。記 (3)中学生までの医療費助成制度の拡大について子どもの医療費は、子育て家庭にとって経済的に大きな負担となっています。このことから、県内全ての市町村が、独自施策として中学生以上までを対象年齢とする医療費助成を行っております。現在、岩手県では、対象年齢を小学生(入院)までとする医療費助成を行っていますが、近年、市町村の取り組みに呼応し、都道府県の施策として医療費助成の対象を拡大する動きが全国的に広がりを見せています。つきましては、県の医療費助成について、対象年齢を中学生まで拡大するよう要望します。 併せて、全国一律のこども医療費助成の制度創設を、引き続き国に対し強く働きかけるよう要望します。 | え、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲を中学校卒業は、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C) 子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたほか、全国知事会からも同様の要望を行っています。(B) | 興局 | 保健福祉環境部 | B: 1 C: 1 |
| 「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。 児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。 記 (1)スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員について 東日本大震災による家庭環境の変化に加え、いじめや不登校となる要因の複雑化など様々な問題が発生し、学校からの訪問要請や家庭及び関係機関との連絡・相談にかかる調整の要望が増加して | ては、家庭環境等を原因とする問題行動への対応などニーズが高まっており、SSWが管内を巡回し複数の学校に対応するなど、実態に応じた運用ができるよう全教育事務所に合計18人を配置しています。 SC及びSSWについては「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し国の全面的な財政支援を受け事業を実施しており、引き続き国に対し切れ目のない支援を要望していきます。また、SCについては県臨床心理士会、SSWについては県社会福 | 興局 | 経営企画部 | B : 1 |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|--|--|---|-------|----------|
| | 令和2年度以降の配置については、各市町村の状況、国庫負担 定数の措置状況を踏まえつつ、検討していきます。(B) | . , . , , , , , , , , , , , , , , , , , | 経営企画部 | B: 1 |
| 7 教育環境の整備について (3)英語教育専科教員の加配措置等の教育環境整備について 「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。 児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。 記 (3)英語教育専科教員の加配措置等の教育環境整備について文部科学省から示された「グローバル化に対応した英語教育改革」を全面実施するために、高度な英語指導力を備えた人材を確保することが急務となっています。 つきましては、小学校英語の本格導入に向けて、小学校英語教育専科教員のさらなる加配措置等の環境整備について早急に進めるよう要望します。 | 令和元年度は、加配定数を活用して小学校英語専科加配教員を 拠点校、訪問校に合わせて40校・16名配置しているところです。 今後も、児童の英語教育の充実に向けて、市町村の要望を踏ま えながら小学校英語専科加配教員の配置に努めるとともに、国に 対し、「新たな定数改善計画の策定」の早期実施と併せて、加配 定数の拡充についても、引き続き要望していきます。(B) | 沿岸広域振 興局 | 経営企画部 | B: 1 |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|--------------------------------|-------------------------------|-------|-------|----------|
| 7 教育環境の整備について | 宮古水産高校については、学科改編により、平成31年度入学生 | 沿岸広域振 | 経営企画部 | C:1 |
| (4) 岩手県立宮古水産高等学校への養殖科の新設について | から水産学科の海洋生産科及び家庭学科の食物科の2学科とした | 興局 | | |
| ┃「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育 | ところです。海洋生産科では2年生から船舶運航コース及び食品 | | | |
| 成について積極的に取り組んでいるところです。 | 資源コースのコース制をとっており、食品資源コースでは、水産 | | | |
| 児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次 | 業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、 | | | |
| の事項について要望します。 | 販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業(増殖・養 | | | |
| 記 | 殖)等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても、教育 | | | |
| (4) 岩手県立宮古水産高等学校への養殖科の新設について | を行うこととしています。 | | | |
| 養殖漁業就業者の減少と高齢化が進行しており、生産量の減少が | 本県の沿岸漁業を支える養殖業の人材育成は、重要な課題と認 | | | |
| 懸念されています。 | 識しておりますが、新しい学科の設置については、中学生の進路 | | | |
| 当市では、新規就業者に対する支援事業を行い、担い手の確保に | 希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び、 | | | |
| 努めてきましたが、新規就業者が独り立ちするまでには、多くの | 産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多く | | | |
| 経験による技術の習得が必要になります。担い手の育成には、高 | の課題があるものと認識しています。今後とも、栽培漁業を担う | | | |
| | 人材の育成については、引き続き取り組んでいきたいと考えてい | | | |
| つきましては、養殖漁業の担い手を育成するため、岩手県立宮古 | ます。(C) | | | |
| 水産高等学校に養殖科を新設するよう要望します。 | | | | |

| 宮古市 | <u>, </u> | | | |
|--|--|------|-------|--------------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が連動的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。記 (1) 鳥獣被害防止対策の推進について鳥獣被害防止対策の推進について鳥獣被害防止対策事業として、農業者を対象に電気牧柵の導入養を補助するとともに被害対策実施隊を組織しているもと見いるもに、農業ではこれます。とというでは、連切のというでは、また、農業をでは至った地域から被害の恐れらいます。また、農業をでは至ったがは、建物のよりででは、また、農業をは至ったがは、建物のよりででは、との発生にしてもおかしくない状況です。また、農業をといるがはです。また、農業をは至ったがはです。また、農業をは至ったがはです。また、農業をは至ったがは、連切のよりででは、は、は、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、 | 野生鳥獣による農作物被害の拡大防止には、野生鳥獣から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けない対策を総合的に実施していくことが重要であり、各市町村の鳥獣被害防止計画が着実に推進されるよう有害捕獲や侵入防止柵設置等を支援しており、更に令和元年度からは地域経営推進費を活用し、管内の被害拡大防止に向けた地域ぐるみ対策を支援する「宮古型地域ぐるみ鳥獣対策事業」(意識醸成のための説明会開催、放任果樹・農作物残渣除去を促すためのポスター配布、捕獲支援隊の取組推進など)を実施しています。(A) | 興局 | | A: 3 B: 1 |

| <u></u> | - | - | _ |
|---------|---|---|----|
| 모 | _ | п | п. |
| | ш | • | , |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|---|---|---------|-------|--------------------|
| 解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。 記(2)永続的で適切な漁業資源管理について 三陸沿岸地域は、リアス式海岸特有の地形や親潮と黒潮が交差する海流により、豊かな水産資源を有する世界有数の漁場として、水産業が盛んに営まれています。しかし、近年は、三陸沿岸の主要魚種である、サケ・サンマ・スルメイカなどの漁獲量が極端に減少しており、地域経済に大きな影響を及ぼしております。 漁業資源の減少の要因としては、海洋環境や温暖化などの気候変動も要因と言われております。 つきましては、永続的で適切な漁業資源の管理について、調査・研究を充実するとともに、漁業経営や地域経済の安定化を図る施 | 漁業経営安定化を図る施策の強化については、漁業者に対し、 資源管理に取組んで減収した場合に補てんされる資源管理・漁業 収入安定対策事業や、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に 補てんされる漁業経営セーフティーネット構築事業の導入を促し ていきます。 また、地域経済の安定化に関しては、水産加工業に対する原料 調達のかかり増し経費を助成する国の制度があるものの、助成要 | 興局 | 水産部 | 送 方 B: 1 |
| 8 国に対する要望の強化について (3) 防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。 記 (3) 防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について 防災集団移転促進事業における移転元地については、市内各地区において散在している状況であり、今後、更に利活用を進めるとともに、効率的な維持管理を行うためには、土地の集約は必要不可欠です。 つきましては、土地利用計画に基づく事業に係る復興交付金制度 | 加価値商品の生産、国の支援制度の活用を支援していきます。 県としても、移転元地の利活用は、被災市町村のまちづくり推進のための最重要課題であるとともに、安全上、衛生上、維持管理の観点からも重要な課題と認識しています。このため、防災集団移転促進事業連絡会議や市町村との個別の意見交換により、土地活用の検討状況などの情報共有と課題の把握に努めているところです。 平成29年度には、市町村における検討に活用していただくために移転元地に係る活用事例集を配付し、併せて活用が困難となっている移転元地の現状を復興庁に説明するとともに、平成30年度からは移転元地の利活用要望箇所や既存事業による整地及び基礎撤去の検討状況を市町村からお聞きして、個別箇所ごとに利活用に向けた取組を支援しているところです。 また、令和2年度政府予算提言・要望においては、移転元地の | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B: 1 |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|--|---|------|-------------|--------------|
| 害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。 記 (4)国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について | す。いまだに多くの被災者が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を解消し、医療や介護サービス等を受ける機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。 (A) なお、国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところでありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。 (C) | 興局 | 保健福祉環 境部 | A: 1 C: 1 |

| — | - | - | _ |
|----------|---|---|---|
| ᅩ | | п | 1 |
| | | | |

| <u>富古市</u> | | | | 反映 |
|--|---|-------|-------|------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 区分 |
| 8 国に対する要望の強化について | 1 国民健康保険に対する財政措置 | 沿岸広域振 | 保健福祉環 | B: 3 |
| 【(5) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について | 県では、国保制度改革に伴い、平成30年度以降、財政基盤の強 | 興局 | 境部 | |
| | 化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の | | | |
| | 財政措置の拡充を、今後においても確実に実施するとともに、制 | | | |
| 導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。 | 度の構造的な課題を踏まえた将来にわたる持続可能な制度の確立 | | | |
| 記 | や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げな | | | |
| | ど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政 | | | |
| | 基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望 | | | |
| いない者が加入する仕組となっており、低所得者層が多い、高齢 | | | | |
| | また、東日本大震災により被災した市町村の国保財政は、医療 | | | |
| ます。 | 費の増加等により依然として厳しい状況にあることから、安定的 | | | |
| | な運営が図られるよう、調整交付金の増額や、国費による補填な | | | |
| や、国・県による定率負担、低所得者対策としての保険基盤安定 | | | | |
| 制度などが実施されておりますが、国民健康保険と被用者保険間のよりないによりに関するという。 | | | | |
| の一人当たり所得や医療費の格差が大きいため、国民健康保険の 被保険者の保険料負担が重くなっています。 | 2 | | | |
| | 景では、八口楓少刈泉としての総合的な子育で又接旭泉の一泉 として、厳しい財政状況にありますが、市町村等と協議のうえ、 | | | |
| また、医療質助成の現物福刊に対する国民健康保険の国庫負担 減額調整措置や、所得に関係なく被保険者の人数によって賦課さ | | | | |
| 祝賀嗣登有直で、所侍に関係なく被体陝有の八数にようで興味される均等割保険料など、国民健康保険特有の仕組があり、被保険 | | | | |
| 者の保険料負担増の一因となっています。 | つくす。 現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤 | | | |
| | 廃については、これまでも継続して国に要望してきたところであ | | | |
| | り、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成の現 | | | |
| とって大きな負担となっており、喫緊の国家的課題である少子化 | 物給付については 減額調整措置を行わたいこととされました | | | |
| | 今後とも、様々な機会を通じて、国に対する働きかけを行って | | | |
| つきましては、国民健康保険制度における諸課題に対応し、被 | | | | |
| 保険者の保険料負担の軽減を図るため、次の点を国に対し強く働 | | | | |
| きかけるよう要望します。 | 県としても、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育 | | | |
| 記 | て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、 | | | |
| 1 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合 | 子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、子ども | | | |
| の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じるこ | に係る均等割保険料の軽減措置を講ずるよう、政府予算提言・要 | | | |
| と。 | 望において国に要望しています。 (B) | | | |
| 2 保険料負担増の一因となっている医療費助成の現物給付に対 | | | | |
| する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止するこ | | | | |
| と。 | | | | |
| 3 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険 | | | | |
| 料を軽減する支援制度を創設すること。 | | | | |
| | | | | |

| — | - | - | _ |
|----------|---|---|---|
| ᅩ | | п | 1 |
| | | | |

| _ | | | | |
|---|---|------|-------|----------|
| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
| 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。記 (6)廃校施設解体経費の財政支援について近年、当市小中学校では、児童・生徒の減少に伴い学校統廃合が進み、閉校となった学校施設が増えています。今後においても、統廃合が行われる見込みとなっています。 | 一方で、廃校後活用が図られずに遊休施設となっている施設の除去(解体)事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から地方債の特例措置(資金手当て)が講じられており、平成29年度からその充当率が90%に引き上げられました。しかしながら、廃校施設の解体については、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の新設について、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B) | 興局 | 経営企画部 | B: 1 |
| 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。記(7)被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について東日本大震災から8年を経た今も生活基盤が回復せず、就学が困難となっている世帯があります。 住まいの再建は進んでいるものの、住宅ローンの負担に苦慮する | す。 県としては、就学支援を必要とする幼児・児童・生徒が解消されるまで、当該交付金による財政措置を継続するよう引き続き国に要望していきます。(B) 台風10号により被災した世帯への就学援助については、これまでも国に対し、東日本大震災津波に伴う就学援助と同様の財政措置を行うよう要望したところであり、今後も機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B) | 興局 | 経営企画部 | B: 2 |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|--------------------------------|---------------------------------|-------|-------|----------|
| 8 国に対する要望の強化について | 県では、東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害により | 沿岸広域振 | 経営企画部 | B: 1 |
| (8)復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置等につい | 多様な財政需要が生じていることを踏まえ、国に対し、使途の自 | 興局 | | |
| T | 由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実等を | | | |
| | 要望するとともに、独自の支援として、平成28年台風第10号災害 | | | |
| 解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主 | に係る早期の復旧・復興を支援するため、自由度の高い県単独の | | | |
| 導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。 | 交付金を交付しました。 | | | |
| 記 | 本年度も引き続き市との連携を密にし、復旧・復興事業に係る | | | |
| (8) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置等につい | 財政需要や市の財政状況等を適切に把握するとともに、国への要 | | | |
| T | 望も含め、必要な支援を検討していきます。 | | | |
| 東日本大震災で被災した当市では、復興計画の完了に向けて復興 | | | | |
| 事業の進捗を図るとともに、台風第10号の災害復旧に取り組んで | ■ 人材の確保に対する支援については、各種派遣スキームの活用 | | | |
| います。 | や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員 | | | |
| 甚大な被害からの復旧・復興には相当の期間と財源及び人材の確 | | | | |
| | 特に他自治体への働きかけについては、平成25年度から被災3 | | | |
| つきましては、これまでと同様に継続的かつ安定的な財源と人材 | 県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼し | | | |
| の確保に対する支援について、県が主導的、積極的に取り組むと | ているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自 | | | |
| ともに、国に対して働きかけるよう要望します。 | 治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきたところです。 | | | |
| | 県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組 | | | |
| | を強化するよう要望するとともに、引き続き被災市町村とも連携 | | | |
| | し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人 | | | |
| | 材が確保できるよう取り組んでいきます。(B) | | | |

| — | - | - | _ |
|----------|---|---|---|
| ᅩ | | п | 1 |
| | | | |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映 区分 |
|---|--|------|-------|----------|
| 解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。 | このため、県では、大規模な洪水発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。(A) | | 土木部 | A: 1 |
| 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。記 (10) 国土調査関係予算の確保について地籍調査事業の成果は、公共事業を始め各種事業の土地に関する基礎資料として多方面に活用され、社会経済の発展に欠かせない重要なものとなっています。 | 今後も関係機関と連携し、国へ必要な予算の確保を強く働きかけていきます。 | | 農林部 | B: 1 |